平成２２年（フ）第１３７号
埼玉県川越市月吉町12番地１　県営住宅１号棟303号室
債務者　川島奈津代
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３８号
埼玉県川越市大字大塚新田369番地30
債務者　鈴木　綾子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４号
埼玉県熊谷市柿沼780番地51　大幡団地３号棟501
債務者　川村　博美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２号
千葉県木更津市本郷１丁目９番12号
債務者　宮前　達也
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第６４号
新潟県五泉市太田２丁目２番37号、前住所新潟市秋葉区古津240番地　センチュリー眞101号
債務者　渡邉　美香
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５号
新潟県胎内市新栄町５番86号　ドミール淡島205号
債務者　本間　　成
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３６１号
名古屋市名東区社台２丁目143番地の１　ジュネス青山505号
債務者　松尾　義親
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４３号
名古屋市北区金城町４丁目63番地　アビタシオン金城105号
債務者　佐藤　卓也
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
愛知県稲沢市平和町西光坊大門南1045番地11
債務者　堀田　明美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６６号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字宮代31番地１　レオパレスｍａｎｏｎ205号
債務者　松原　秀和
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１００３９号
大阪府吹田市五月が丘南６番１―408号
債務者　平松　英一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６１号
大阪府枚方市香里ヶ丘４丁目16番地　D51―511
債務者　半田　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４７号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目６番26号　マンション千成201号
債務者　油谷　育子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１１号
大阪市都島区毛馬町３丁目２番２―520号
債務者　飯田　尚宏
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１７号
大阪府吹田市吹東町20番８号
債務者　鍛治元　博
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４８号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目６番24号
債務者　山之内タクシーこと　山之内訓夫
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５２号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番８―502、住民票上の住所堺市南区新檜尾台３丁３番19―405号
債務者　Ａ＆Ｋこと　髙田橋　明
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部